（国民の意見の聴取等）

第十一条　厚生労働大臣は、施行日前においても、次に掲げる場合には、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求め、又は食品安全委員会の意見を聴くことができる。

一　新食品衛生法第五十条の二第一項又は第五十条の三第一項の厚生労働省令を定めようとするとき。

二　新と畜場法第六条第一項又は第九条第一項の厚生労働省令を定めようとするとき。

三　新食鳥処理法第十一条第一項の厚生労働省令を定めようとするとき。

2　厚生労働大臣は、施行日前においても、新食品衛生法第八条第一項の規定により同項に規定する指定成分等を指定しようとするとき、又は新食品衛生法第十八条第三項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求め、又は食品安全委員会若しくは薬事・食品衛生審議会の意見を聴くことができる。

3　厚生労働大臣は、第三号施行日前においても、第三号新食品衛生法第五十四条の厚生労働省令を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、又は広く国民の意見を求めることができる。

（罰則に関する経過措置）

第十二条　この法律の施行前にした行為及び附則第五条から第七条までに規定する場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十三条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十四条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第十五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の項第一号中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「以下同じ。）、第三十条第二項（第五十一条」を「次号において同じ。）、第三十条第二項（第五十四条」に、「飲食店営業その他販売の営業であつて、」を「食品又は添加物の流通の状況を考慮して」に、「以下同じ。）、第五十四条」を「同号において同じ。）、第五十九条」に、「以下同じ。）、第五十八条」を「同号において同じ。）、第六十三条」に、「以下同じ。）、第五十九条第一項」を「同号において同じ。）及び第六十四条第一項」に、「以下同じ。）の」を「同号において同じ。）の」に改め、同項第二号中「第五十四条、第五十八条及び第五十九条第一項」を「第五十九条、第六十三条及び第六十四条第一項」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）

第十六条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三項第四号中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

（死体解剖保存法の一部改正）

第十七条　死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「第五十九条第一項」を「第六十四条第一項」に改める。

第七条第四号中「第五十九条第二項」を「第六十四条第二項」に改める。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

第十八条　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一　飲食店、喫茶店、食肉の販売又は氷雪の販売に係る営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けて営むもの又は同法第五十七条第一項の規定による届出をして営むもの

（製菓衛生師法の一部改正）

第十九条　製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十一条に規定する営業のうち菓子製造業」を「菓子を製造する営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けて営むもの」に改める。

（消費生活用製品安全法の一部改正）

第二十条　消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中「第六十二条第二項」を「第六十八条第二項」に改める。

（有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律等の一部改正）

第二十一条　次に掲げる法律の規定中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改める。

一　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）別表第一号

二　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第五十五条第一号

三　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第三十九号

四　消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項第十五号及び第十六号

（食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二条　食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「新食品衛生法第十条」を「食品衛生法第十二条」に改める。

（食品安全基本法の一部改正）

第二十三条　食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第一号中「同法第九条第一項」を「同法第八条第一項の規定により同項に規定する指定成分等を指定しようとするとき、同法第十条第一項」に、「第十条」を「第十二条」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十一条第三項」を「第十三条第三項」に、「又は同法第五十条第一項」を「同法第十八条第三項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、同法第五十条第一項」に改め、「基準を定めようとするとき」の下に「、又は同法第五十条の二第一項若しくは第五十条の三第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき」を加え、同項第六号中「第六条、第九条」を「第六条第一項、第九条第一項」に、「同法第十四条第七項」を「同条第七項」に改め、同項第十号中「第十一条」を「第十一条第一項」に改める。

第二十四条　食品安全基本法の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第一号中「第六十二条第二項」を「第六十八条第二項」に、「第六十二条第三項」を「第六十八条第三項」に、「第五十条の二第一項若しくは第五十条の三第一項」を「第五十一条第一項若しくは第五十二条第一項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充